

活用談のあれこれ

No.134

発行:東澳西部広域行政事務組合

「儲かる」「お金がもらえる」という勧誘で目立つ高額被害

窓口に寄せられた、高額被害の相談で「消費者がお金を払ってしまった理由」は「お金を稼ぐことができ る」「儲かる」「お金がもらえる」など「将来、たくさんのお金が手に入る」と勧誘されるケースが目立ちます。 しかし、簡単に儲かるようなウマい話は決してありません。事例を参考に注意しましょう。

事例① 誰もが簡単に稼げる方法の、ノウハウやサポートを受けるための契約をしたが、結局簡単に稼ぐ ことはできなかった。

事例②SNS で相談にのっていると、相手から「財産を贈与したい」と申し出があり、多額の手続き費用を 支払ったが、いつまでたっても財産を受け取れない。

事例③ ネットで見つけた暗号資産運用アプリを使ったら、利益が出たので多額の投資をした。しかし、何 度も手続き費用を支払っても、様々な理由でお金を引き出せず、手続き費用ばかりがかさんでいく。



こんな相談ありました



<mark>ネットで見て気に入った中古車を店舗に行き契約し</mark> <mark>た。初めて車を購入するので、見た目だけで決めた</mark> が、その後、不具合が相次いだ。ディーラーに見て もらうと違法改造車なので、修理できないと言われ た。今後が不安。

違法改造車(車検が通らない車)は公道を走行する ことができないので、そのような違法車両を販売し た店の責任は重大です。購入者は販売店に対して、 保安基準に適合した状態に戻すよう求めることがで きます。また、販売店がその要求に応じないのであ れば、契約の解除を求めることができます。

11月の相談件数

新規·継続合計

店舗購入	17 件
訪問販売	8件
訪問購入	0 件
通信販売	28 件
連鎖販売	2件
電話勧誘	5件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	13 件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。 例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内 ※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください 時 間/10:00~16:00 相談料/無料

相 談/原則予約制 約/相談を受けたい窓口

月~金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/68-9748 金曜日 土岐市役所 生活環境課/54-1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業